様式第１号（第２条関係）

（表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 割印 |  | |
| 第　　　　号  八頭町指定文化財指定書 | | | |
| 名称 | | | 員数 |
| 上を八頭町文化財保護条例により八頭町指定文化財に指定します。  　　　　　　年　　月　　日  八頭町教育委員会 | | | |

（裏）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | | | | |
|  | 所有者等の住所 | 所有者等 | 所在の場所 | 交付又は再交付の年月日 |  |
|  |  |  |  |
|  | | | | | |
|  | 所有者等の住所 | 所有者等 | 所在の場所 | 変更の年月日 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 備考  １　次の場合には、条例の規定により、教育委員会に届け出なければならないことになっています。  (１)　所有者等を変更したとき。  (２)　管理責任者を選任又は解任したとき。  (３)　所有者等又は管理責任者が、その住所又は氏名（法人にあっては、その所在地、名称又は商号）を変更したとき。  (４)　八頭町指定文化財の全部又は一部が滅失し、き損し、又は盗み取られたとき。  (５)　八頭町指定文化財の所在の場所を変更したとき。  (６)　八頭町指定史跡、名勝、天然記念物の指定地域内の土地について、その所在、地番及び地目に変更があり、又は地積に異動があったとき。  (７)　八頭町指定文化財の現状を変更し、又は修理しようとするとき。  (８)　八頭町指定無形文化財の保持者が、住所若しくは氏名を変更し、又は死亡したとき。  ２　次の場合には、条例の規定により教育委員会にこの指定書を返付しなければならないことになっています。  八頭町指定文化財の指定を解除されたとき。 | | | | | |